

高校生等のために

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】

<p>ない 内 よう 容</p>	<p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し支援を行います。〈国公立高校等〉</p>
<p>たい 対 しょう しゅう しゃ 者</p>	<p>次の①～③のいずれにも該当する生徒の保護者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給）の生徒又は道府県民税所得割額と市町村民税所得割額非課税世帯の生徒（失業・倒産等により家計が急変し、家計急変発生後1年間の収入見込が住民税所得割額非課税相当と認められる世帯（以下「家計急変世帯」といいます。）の生徒も該当する場合があります。） ② 保護者等（親権者全員）が京都府内に在住していること ③ 平成26年4月1日以降に入学しており、国の高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の在籍者を除く。）であること <p>※「同種の資金」の貸付又は給付を受給している場合は、同種の資金の貸付額や支給額を減額されることがあります。同種の資金については、備考欄をご覧ください。</p>
<p>し 支 きゅう がく 給 額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制・通信制：年額32,300円 私立 全日制・定時制・通信制：年額52,600円 ② 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で高校生がいる世帯（③の場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額122,100円 通信制・専攻科：年額 50,500円 私立 全日制・定時制：年額142,600円 通信制・専攻科：年額 52,100円 ③ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で扶養されている2人目以降の高校生がいる世帯又は扶養されている高校生以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額143,700円 通信制・専攻科：年額 50,500円 私立 全日制・定時制：年額152,000円 通信制・専攻科：年額 52,100円 <p>注：家計急変世帯の場合は、家計急変となった時期に応じて年額又は月割支給となります。</p>
<p>しん しん せい し ま 期 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・7月頃（7月1日が基準日となります。ただし、家計急変世帯の場合は、家計急変となった時期に応じて基準日が異なります。） ・新入生については、一部（4～6月分）の早期給付を希望することができます。一部（4～6月分）の早期給付を希望された場合は、4～5月頃（4月1日が基準日となります。）
<p>し し きゅう し ま 期 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10月下旬以降 ・一部（4～6月分）の早期給付を希望された場合は、6月下旬以降

第7編
高校生等のために

しんせい てつづ 申請 手続 申請 手続	<p>在学されている高等学校等から案内がありますので、申請書類に生活保護受給世帯（生業扶助受給）・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯を証明する書類を添付して学校へ提出してください。他府県の学校へ進学されている場合は、下記までご連絡ください。</p> <p>注：家計急変世帯の場合は、家計急変状況が確認できる書類の添付も必要となります。</p>
とあわ さき 問い合せ先 問い合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立 在学されている高等学校等又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-414-5055） ・私立 在学されている高等学校等又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）
ひこう 備考 備考	<ul style="list-style-type: none"> ▶毎年度申請が必要です。 ▶同種の資金のうち、貸付額又は支給額が減額されることがあるものは次の①～⑤です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金） 貸付（P.45～46、P.72～73） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.51～52） ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.55） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62）

第7編

高校生等のために